

## 一片の「法のカタチ」

—スペイン統治下のキューバ・フィリピン・プエルトリコにおける印紙を素材として—

西 田 真 之

### 序

法源とは一般的に法の存在形式と定義されるが、この法源について大別すると、成文法と不文法とがある。この内、成文法とは法の存在形式として法典や文書というカタチで以って表されるものであり、対する不文法は非文書のカタチで長年の歴史の中で蓄積されてきた慣習や判例の中に法理論が存在するという立場を採るのである。このように、両者の「法のカタチ」の捉え方は異なっているのだが、ただ一方でそもそもの前提として、成文法における法典にせよ、不文法における判例法にせよ、法を認識する手段として文字を用いていることは共通の要素として指摘できよう<sup>(1)</sup>。確かに、「法を見たもの、法に触れたものは誰もいない」と形容されることもあるように<sup>(2)</sup>、「法」自体を直接見たり、直接触れるということはできないので、文字化された「法」を認識することは、ある意味当然のことかもしれない。

しかし、そうした「法」を認識する方法は文字化されたものに止まるのだろうか。こうした観点から、文字以外で捉えられるカタチとしての「法」の描かれ方を、特に図像解釈学の側面から考察している先行研究が発表されている<sup>(3)</sup>。世界各地で描かれてきた「法」に対する考察を加えてゆくと、そこには「法」に対するイメージの特性が見えてくる。そこで、将来的には法文化史の観点か

らの「法」の描かれ方を比較検討することを視野に、本稿ではその準備段階として、まず主に1850年代から60年代にかけて、当時スペインの統治下におかれていたキューバ・フィリピン・プエルトリコの各地において発行された印紙を題材に、デザインとその展開を紹介してゆくこととしたい。

尚、本稿にて掲げる印紙はすべて筆者が所蔵しているものであり、「法」の描かれ方という観点から、そのデザインと歴史的経緯や変遷の紹介を主たる目的として掲載するものである<sup>(4)</sup>。

## 一 「法のカタチ」としての Justitia 像

西洋社会において、「法」を象徴するイメージとして定着してきたのは、Justitia 像である。現存する像のなかで最も古いものとして確認できるものに、ドイツのバンベルク大聖堂の所蔵品に13世紀に描かれた女神像があり、古くから「法のカタチ」として女神像が継承されてきていることが分かる。そもそもこの法の女神像のルーツは、ローマ神話では正義の女神 Justitia に、ギリシャ神話では秩序と掟の女神 Themis、或いは Themis の娘である正義の女神 Dike に遡るとされる。

Justitia 像は世界各国で様々なバリエーションで描かれてきているが、基本的には、①女神像であること、②右手に剣を左手に秤を携えていること、③殆どの女神には目隠しがされていること（或いは目を瞑っていること）、の特徴を兼ね備えている。これらの特徴を全て兼ね備えている Justitia 像をデザインしたものとして、ギリシャにて1937年に発行された印紙がある（〔資料1〕を参照）。

世界各国では、「法」にまつわる印紙として、Justitia 像をモチーフにしたものや、Justitia が掲げている秤・剣を象徴したデザインが活用されてきているが、こうした「法」を象った印紙の端緒を探てみると、スペインの統治下におかれていたキューバ・フィリピン・プエルトリコにて1850年代に発行された印

一片の「法のカタチ」

[資料 1]



紙に、「法のカタチ」の萌芽が見えてくる。次章において、紹介してゆこう。

## 二 印紙に描かれる「法」

### (1) 秤と剣のデザイン

管見の限り、「法」のデザインが記された初期の頃のものに、1856年に登場する印紙がある（[資料2]を参照）。

[資料2]は、当時のスペイン領であった、キューバ及びプエルトリコにて、1856年から1863年まで使用されていた印紙である。フィリピンでは、1860年から同種の印紙が使用されていたとみられる。当時は、目打ちの無い形態で印紙が発行されており、価額に応じた印紙が文書に貼られていた（[資料3]を参照）。

この剣と秤が描かれている印紙は、MEDIO (1/2リアル)・UN (1リアル)・

一片の「法のカタチ」

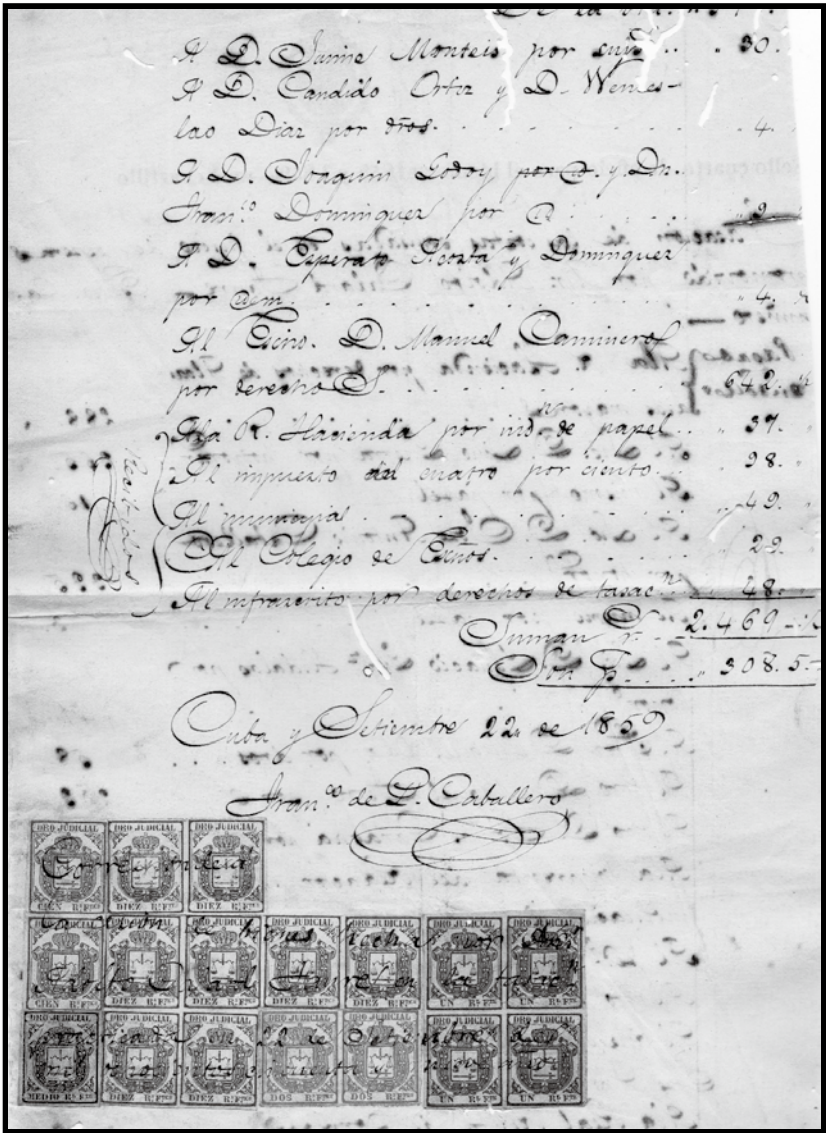
[資料2]



DOS (2レアル)・CINGO (5レアル)・DIEZ (10レアル)・CIEN (100レアル) の6種類が発行されていた。この当時、価額に応じて色で分けられることなく、

一片の「法のカタチ」

[資料3]











一片の「法のカタチ」

各種の印紙はそれぞれ多くの色でもって発行されていた。現在確認できるものは、次の通りである（〔資料4〕を参照）。

〔資料4〕

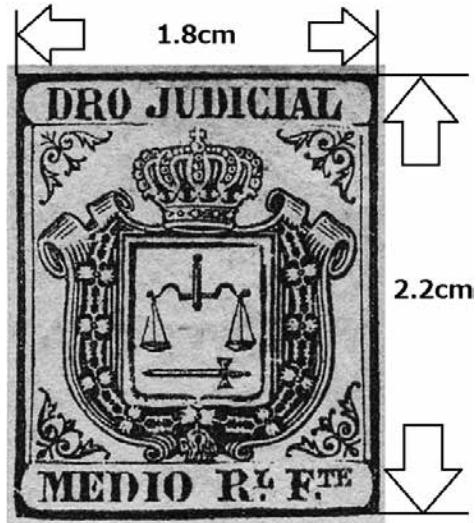
表記 (価額)	MEDIO (1/2 レアル)	UN (1 レアル)	DOS (2 レアル)
実物			
色の種類	緑・橙・黒・青・淡青・ 空色・青緑	青・青緑・茶・薄茶・ 赤茶・焦茶・黒	茶・薄紫・緑・黄緑・橙・ 赤・淡紅・深紅

表記 (価額)	CINGO (5 レアル)	DIEZ (10 レアル)	CIEN (100 レアル)
実物			
色の種類	菫・茶・朱赤・橙・淡紅・ 深紅・黒	淡紅・緑・橙・薄紫・ 灰紫・紫	青・淡紅・深紅・灰薄紫・ 深紫・薄緑・黄緑

印紙に描かれているデザインの内、外側の四角形の枠は、縦 2.2cm × 横 1.8cm の大きさで統一されている（〔資料5〕を参照）。

一片の「法のカタチ」

[資料5]



また、使用済の印紙にはサインや印が付いているので、未使用の印紙とは比較的簡単に区別することができる（[資料6]を参照）。

尚、インクのかすれ具合や細かい部分で相違している印紙が近年発見されているため、当時から贋作が出回っていた可能性が指摘されている（[資料7]を参照）。

## （2）Justitia 像のデザイン


Justitia 像のデザインが採り入れられた印紙は、記録の上では1864年に登場する（[資料8]を参照）。

[資料8]には20個の印紙が印字されているが、表題からすると元々は1シートに50個の印紙が印字されていたものと思われる<sup>(5)</sup>。[資料2]と同様に、無目打ち型の印紙となっている。



また、印紙の価額に応じてそれぞれ色分けがなされており、全部で、1/2レ

一片の「法のカタチ」

[資料6]

表記 (価額)	CINGO (5 レアル)	CINGO (5 レアル)
実物		
状態	未使用	使用済

[資料7]

表記 (価額)	CIEN (100 レアル)	CIEN (100 レアル)
実物		
形態	真作	贋作とされているもの



[資料 8]



アル（青・青緑）・1 レアル（黒）・2 レアル（薄赤紫）・5 レアル（赤茶）・10 レアル（緑）・100 レアル（朱赤）の各印紙がある（[資料 9] を参照）<sup>(6)</sup>。

この Justitia 像のデザインの印紙も [資料 5] の印紙と同様に、それぞれ縦 2.2cm × 横 1.8cm 内の外枠の中に描かれている（[資料 10] を参照）。

1856 年発行の印紙には秤と剣が描かれ、1864 年発行の印紙には Justitia 像が描かれたが、以降に発行される印紙はこの Justitia 像のデザインを基本としながら、いくつかの点で修正が施されてゆく。

1866 年には、フィリピンで通貨がペソに変わったことに伴い、価額の表記が改められた印紙が発行された（[資料 11] を参照）。




そして、キューバやプエルトリコにて発行された印紙には、1866 年以降は発行年が刻印されるようになる。1866 年に発行された印紙は、目打ちの無い形態であった。また、[資料 6] と同様に使用済印紙には印が付いており、未使用のものと簡単に区別ができる（[資料 12] を参照）。




尚、Justitia 像がデザインされた新しい印紙が発行された後も、秤と剣が描かれた旧印紙が用いられ、新旧混合の印紙が使用されていた時期があったとみられる。というのも、1863 年まで用いられていた [資料 4] の 100 レアル印紙に、「1866 年有効」を意味する “Valga para el año de 1866.” という文言が重ね刷りしてあるものが見つかっているためである（[資料 13] を参照）。

さらに、Justitia 像のデザインで、かつ目打ち付きの印紙は、1867 年に登場

一片の「法のカタチ」

[資料9]

表記 (価額)	1/2. REAL. (1/2 レアル)	1. REAL. (1 レアル)	2 ☆ REALES. (2 レアル)
実物			
色	青・青緑	黒	薄赤紫

表記 (価額)	5 ☆ REALES. (5 レアル)	10 ☆ REALES. (10 レアル)	100. REALES. (100 レアル)
実物			
色	赤茶	緑	朱赤

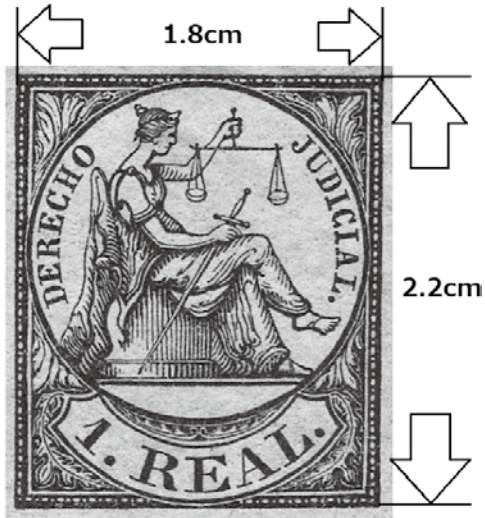
する（[資料14]を参照）。

1866年からは発行年の刻印された印紙が活用されるようになるが、その際、通貨の単位がそれまでのレアルからエスクードとセンチモが導入されたことに伴い、通貨単位の表記が変更されたが、[資料9]とほぼ同様な区分での価額に応じた色分けが維持されている（[資料15]を参照）。

印紙の形状や細かい点で修正は施されているものの、1864年に登場した Justitia 像のデザインの印紙は、その後スペイン領であったキューバ・フィリ

一片の「法のカタチ」

[資料 10]



[資料 11]

表記 (価額)	UN PESO. (1 ペソ)	5. PESOS. (5 ペソ)
実物		
色	橙	赤

一片の「法のカタチ」

[資料 12]

表記 (価額)	25. CENTIMOS (25 センティモ)	1. ESCUDO 25. CENTIMOS (1 エスクード 25 センティモ)
実物		
状態	無目打ち型・未使用	無目打ち型・使用済

[資料 13]



一片の「法のカタチ」

[資料 14]

表記 (価額)	1. ESCUDO 25. CENTIMOS (1 エスクード 25 センティモ)	1. ESCUDO 25. CENTIMOS (1 エスクード 25 センティモ)
実物		
状態	目打ち型・未使用	目打ち型・使用済

ピン・プエルトリコで発行された「法」を象った印紙として、比較的広く流通していたものとみられ、「法のカタチ」が各地域にて継承されていった模様が窺える。

結

本稿では、旧スペイン領の統治下においてキューバ・フィリピン・プエルトリコにて流通していた、「法」が象られている印紙を紹介したが、そのデザインに着目すると、1850年代は Justitia が携えている秤と剣が描かれ、1860年代以降は Justitia 像そのものが描かれたことを見てきた。

その後の展開ということで見ると、フィリピンでは異なるデザインの印紙が活用されていった。1874年にはスペインの国章をあしらった印紙が発行され、そのデザインは1878年に発行された計4種の印紙のシリーズに受け継



一片の「法のカタチ」

[資料 15]<sup>(7)</sup>

表記 (価額)	10. CENTIMOS (10 センティモ)	25. CENTIMOS (25 センティモ)	50. CENTIMOS (50 センティモ)
実物			
色	青	黒	薄紫

表記 (価額)	1. ESCUDO 25. CENTIMOS (1 エスクード 25 センティモ)	2. ESCUDOS 50. CENTIMOS (2 エスクード 50 センティモ)	25. ESCUDOS (25 エスクード)
実物			
色	赤茶	緑	淡紅

がれている ([資料 16] を参照)。

1882 年には価額の表記が改められた印紙が発行されたが、同じくスペインの国章が印紙に描かれている ([資料 17] を参照)。

他方、キューバとプエルトリコでは、1874 年までは [資料 15] の印紙のデザインが発行されてゆく。1875 年には [資料 16]・[資料 17] のようなスペイ



一片の「法のカタチ」

[資料 16]

表記	10 CUARTOS	1 REAL	2 REALES	5 REALES
実物				
色	濃褐色・褐色	青緑	青・淡青	深紅・淡紅

[資料 17]<sup>(8)</sup>



表記	6 2/8 C. DE PESO	12 4/8 C. DE PESO	25 C. DE PESO	62 4/8 C. DE PESO
実物				
色	緑	青灰	紫・赤紫	淡紅

ンの国章をあしらった印紙がキューバとプエルトリコにて発行されていたようであるが、1876年以降に発行された印紙では、Justitia像を象ったデザインが再び登場する（[資料18]を参照）。これらの「法のカタチ」のシンボルとも言うべきJustitia像が描かれた印紙は、1881年まで発行されていたことが確認されている。

以上の経緯を踏まえると、本稿で扱った印紙は、まさに印紙に「法」が描かれるようになった萌芽期のデザインと見られる。

他国でも同様に「法」を象った印紙が活用されてゆくことになるのだが、この「法」のデザインは実に興味深いものがある。例えば、Justitia像以外にも、

[資料 18]<sup>(9)</sup>

表記	62 C.D PESETA	6 PESETAS 25 C.	62 PESETAS 50 C.
実物			
発行年	1880年	1879年	1879年

その国における文化的な要素が入れ込まれているデザインが描かれている例や、印紙に描かれた Justitia 像のデザインが別の国において全く同じデザインの印紙として活用されている事例もある。特に後者の事例は、「法」のイメージとしての Justitia 像の定着、あるいは秤・剣が「法」の道具として各国に印象付けられていった点として注目すべき事例であると考えが、こうした点については、別稿にて扱うこととしたい。

註

- (1) 法学の概説書においても、不文法たる判例法も文章で表現されていることから、成文法ではなく、制定法という用語を用いる方が適当である、と言及しているものがある。五十嵐清『法学入門』[第4版 新装版]日本評論社、2017年、51頁。
- (2) 丹羽重博編著『やさしい 法学』[第3版]法学書院、2006年、71頁。
- (3) 図像解釈学のアプローチから検討した主要な先行研究として、次のものがある。Otto Rudolf Kissel, *Die Justitia : Reflexionen über ein Symbol und seine Darstellung in der bildenden Kunst*, München : Beck, 1984 . Gerhard Köbler, *Bilder aus der deutschen Rechtsgeschichte : von den Anfängen bis zur Gegenwart*, München : C.H. Beck, 1988. 森征一・岩谷十郎編『法と正義のイコノロジー』慶應義塾大学出版会、1997年。

- (4) 本稿で記載する印紙の基本的な情報については、次のものを参照した。L.W. Fulcher, *Catalogue of the Revenue Stamps of Spain and Colonies: Including the American Occupation & Revolutionary Issues*, London : W. Morley, 1902. J. Barefoot ed., *Albania & Greece Revenues*, York : J. Barefoot Ltd., 2002. J. Barefoot ed., *South East Asia Revenues*, York : J. Barefoot Ltd., 2006. Fernando Cabello Borrás and Adolfo Sarrías Enriquez, *Las Emisiones de Sellos de Derecho Judicial: Usados en Cuba 1864-1870. The Judicial Law Stamps issues used in Cuba*, Barcelona, 2008.

本稿を執筆するにあたり、可能な限り正確な情報に基づいた記載に努めたが、印紙の発行年やデザイン・色の種類については、あるいは誤りがあるかも知れない。読者からのご教示とご海容を乞う次第である。

- (5) 筆者が所蔵している [資料 8] の印紙シートの現物は中央部分で裂けているのだが、断面部分が完全に一致するため、元来は同一のシートであったと推測する。
- (6) Justitia 像が印字されている印紙の台紙は、白色の台紙・黄色がかった台紙・桃色がかった台紙の 3 種類が見ついている。但し、経年変化により台紙の色の種類を判別することは難しくなっている。
- (7) 6 種類全てが 1868 年発行のシリーズ (未使用) となっている。

尚、2 エスクード 50 センティモの印紙と 25 エスクードの印紙は、それぞれ贋作が見ついている。正確な数は不明であるが、相当数の贋作の印紙が流通していたと見られる。真作と贋作とを区別するポイントは、①インクのかすれ具合、②価額の表記のバランス、③ Justitia の腕輪、等とされているが、こうした印紙の保存状態があまりよくないこと、また贋作の印紙はかなり精巧な作りとなっているため、両者を一見して判別することは難しい。

- (8) 記録上、1882 年発行のシリーズでは、他に 1 PESO (褐色)・5 PESOS (深緑) の印紙も併せ、計 6 種発行されたことが確認されている。
- (9) 記録上、1879 年及び 1880 年発行のシリーズでは、他に 25 C.D PESETA・1 PESETAS 25 C.・3 PESETAS 12 C. の印紙も併せ、計 6 種発行されたことが確認されている。但し、色の区分は 1879 年と 1880 年とは異なっている。